

議案第 4 号

市川市児童手当支給条例の廃止について

市川市児童手当支給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市児童手当支給条例を廃止する条例

市川市児童手当支給条例（昭和 4 3 年条例第 3 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

児童手当法に基づく児童手当の支給対象者の拡大、公立高等学校の授業料の無償化等、児童に関する国の助成制度等の拡充により本条例はその役割を終えたことから、本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。